



| | | | | | |
|-----|-----|------|-----|-----|-------------|
| 議 長 | 副議長 | 事務局長 | 次 長 | 書 記 | 保存区分 |
| | | | | | 永・10 5・1 |

様式第3 (第4条関係)

令和8年3月31日

大口町議会議長 齊木一三 様

大口町議会議員 社本與七



令和7年度政務活動費実績報告について

大口町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり 令和7年度政務活動費実績報告書を提出します。

様式第3別紙1 (第4条関係)

令和7年度政務活動費実績報告書

議員氏名 社本與七

1 政務活動費の額 120,000円・・・①

2 政務活動費の対象となる経費の内訳 (単位：円)

| 経費の区分 | 金額 | 備考 |
|------------|-----------|---|
| 1 調査研究費 | | |
| 2 研修費 | 83,440 円 | セミナー受講2回分 |
| 3 広報費 | | |
| 4 広聴費 | | |
| 5 要請・陳情活動費 | | |
| 6 会議費 | | |
| 7 資料作成費 | | |
| 8 資料購入費 | 36,560 円 | 第一法規株式会社 資料購入費40,000円の内、 36,560円を政務活動費として計上 |
| 9 事務費 | | |
| 10 事務所費 | | |
| 11 人件費 | | |
| 合 計 | 120,000 円 | |

3 対象期間 令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで

4 交付決定額 120,000円・・・②

5 交付済額 0円・・・③

6 交付残額 0円・・・②-③-①

※年度末に提出する場合は交付残額を不用額と読み替える。

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第3別紙2 (第4条関係)

議員氏名： 社本與七

政務活動費支出明細書

| 整理 番号 | 年月日 | 内容 | 経費の 区分 | 支出額 | 備考 |
|----------|--|--|-----------|----------|----------------------------|
| 1-1 | 2025/6/15 | 廣瀬行政研究所セミナー 一受講 2025/8/21 受講料 | 研修費 | 25,000 円 | |
| 1-2 | 2025/7/21 | 廣瀬行政研究所セミナー 一受講 2025/8/21 新幹線 名古屋⇄東京 | 研修費 | 22,200 円 | |
| 1-3 | 2025/8/21 | 廣瀬行政研究所セミナー 一受講 2025/8/21 名鉄 布袋⇄名古屋 | 研修費 | 920 円 | 交通費(領 収書なし) |
| 2-1 | 2025/12/25 | 廣瀬行政研究所セミナー 一受講 2026/2/17 受講料 | 研修費 | 25,000 円 | |
| 2-2 | 2026/1/17 | 廣瀬行政研究所セミナー 一受講 2026/2/17 新幹線 名古屋⇄東京 | 研修費 | 9,400 円 | |
| 2-3 | 2026/2/17 | 廣瀬行政研究所セミナー 一受講 2026/2/17 名鉄 布袋⇄名古屋 | 研修費 | 920 円 | 交通費(領 収書なし) |
| 3 | 2025/6/30 2025/7/28 2025/8/28 2025/9/29 2025/10/28 2025/11/28 2025/12/29 2026/3/2 | 議員 NAVIPLUS ほか購 入費 (5,000 円×8 回 分) | 資料購入費 | 40,000 円 | 第一法規 株式会社 より 資料購入 |

議員氏名： 社本與七

領収書整理票

| | | | | | |
|-------|-------------|---|----------|----------|----------|
| 整理番号 | 1-1 | | | | |
| 経費の区分 | 1. 調査研究費 | ○ | 2. 研修費 | 3. 広報費 | 4. 広聴費 |
| | 5. 要請・陳情活動費 | | 6. 会議費 | 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 |
| | 9. 事務費 | | 10. 事務所費 | 11. 人件費 | |
| | 按分率 | | 按分後金額 | | |

領収書

2025年6月15日

社本與七 様


金額

¥ 25,000

但 2025年8月21日セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

議員氏名： 社本與七

領収書整理票

| | | | | | |
|--------------------------|-------------|-----|----------|----------|----------|
| 整理番号 | 1-2 | | | | |
| 経費の区分 | 1. 調査研究費 | ○ | 2. 研修費 | 3. 広報費 | 4. 広聴費 |
| | 5. 要請・陳情活動費 | | 6. 会議費 | 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 |
| | 9. 事務費 | | 10. 事務所費 | 11. 人件費 | |
| | 按分率 | 50% | 按分後金額 | 22,200 円 | |
| 証拠資料は別添のとおり(別紙 整理番号 1-2) | | | | | |

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

別紙 整理番号 1-2 (廣瀬行政研究所セミナー 2025/8/21 【調査研究費】)

No. 01024545 スマートEX
表示日 2025年12月26日 19時00分

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

大口町議会議員

社本與七 松本佳子

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2010

金額計
TOTAL AMOUNT ¥22,200 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年7月21日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年8月21日

取扱カード会社
CARD COMPANY MUFG

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間 のぞみ66号
名古屋 FROM → 東京 TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



No. 11024545 スマートEX
表示日 2025年12月26日 19時00分

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

大口町議会議員

社本與七 松本佳子

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2011

金額計
TOTAL AMOUNT ¥22,200 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年7月21日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年8月21日

取扱カード会社
CARD COMPANY MUFG

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間 のぞみ259号
東京 FROM → 名古屋 TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



※新幹線代金
(交通費)につ
いて。
領収書は2名
分の合算にな
っているの
で按分して片道
11,100円とな
る。
したがって往
復22,200円
となる。

議員氏名： 社本與七

領収書整理票

| | | | | |
|-------|-------------|----------|----------|----------|
| 整理番号 | 2-1 | | | |
| 経費の区分 | 1. 調査研究費 | ○ 2. 研修費 | 3. 広報費 | 4. 広聴費 |
| | 5. 要請・陳情活動費 | 6. 会議費 | 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 |
| | 9. 事務費 | 10. 事務所費 | 11. 人件費 | |
| | 按分率 | | 按分後金額 | |

領収書

2025年12月25日


社本與七 様

金額

¥ 25,000

但 2026年2月17日セミナー受講料として上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6
株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

議員氏名： 社本與七

領収書整理票

| | | | | | |
|--------------------------|-------------|---|----------|----------|----------|
| 整理番号 | 2-2 | | | | |
| 経費の区分 | 1. 調査研究費 | ○ | 2. 研修費 | 3. 広報費 | 4. 広聴費 |
| | 5. 要請・陳情活動費 | | 6. 会議費 | 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 |
| | 9. 事務費 | | 10. 事務所費 | 11. 人件費 | |
| | 按分率 | | 按分後金額 | | |
| 合計 9,400 円 | | | | | |
| 証拠資料は別添のとおり(別紙 整理番号 2-2) | | | | | |

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

別紙 整理番号 2-2 (廣瀬行政研究所セミナー 2026/2/17 【調査研究費】)

No. 20022568 スマートEX
表示日 2026年3月14日 8時35分

領収書
RECEIPT

宛名 RECEIVED FROM 大口町議会議員
社本與七 様

| | | | |
|------------------------------|---|---------------------------|-----------------------------|
| お預かり番号 RESERVATION NUMBER | 2002 | | |
| 金額計 TOTAL AMOUNT | ¥4,700 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use) | 内容 DETAIL | 乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE |
| 購入日 DATE OF PURCHASE | 2026年1月17日 | 発車日 DATE OF DEPARTURE | 2026年2月17日 |
| 取扱カード会社 CARD COMPANY | JCB | クレジットカード番号 CARD NUMBER | XXXXXXXXXXXXXXXXXX |
| 列車名・券種 利用区間 | ひかり501号 名古屋 FROM | → 京都 TO | |

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



No. 30022568 スマートEX
表示日 2026年3月14日 8時35分

領収書
RECEIPT

宛名 RECEIVED FROM 大口町議会議員
社本與七 様

| | | | |
|------------------------------|---|---------------------------|-----------------------------|
| お預かり番号 RESERVATION NUMBER | 2003 | | |
| 金額計 TOTAL AMOUNT | ¥4,700 (10%・税込) (クレジットカード利用・Credit card use) | 内容 DETAIL | 乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE |
| 購入日 DATE OF PURCHASE | 2026年1月17日 | 発車日 DATE OF DEPARTURE | 2026年2月17日 |
| 取扱カード会社 CARD COMPANY | JCB | クレジットカード番号 CARD NUMBER | XXXXXXXXXXXXXXXXXX |
| 列車名・券種 利用区間 | ひかり518号 京都 FROM | → 名古屋 TO | |

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



様式第3別紙3 (第4条関係)

議員氏名： 社本與七

領収書整理票

| | | | | |
|------------------------|-------------|----------|----------|-------------|
| 整理番号 | 3 | | | |
| 経費の区分 | 1. 調査研究費 | 2. 研修費 | 3. 広報費 | 4. 広聴費 |
| | 5. 要請・陳情活動費 | 6. 会議費 | 7. 資料作成費 | ○ 8. 資料購入費 |
| | 9. 事務費 | 10. 事務所費 | 11. 人件費 | |
| | 按分率 | | 按分後金額 | |
| | | | | 合計 40,000 円 |
| ※証拠資料は別添のとおり(別紙 整理番号3) | | | | |

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

領 収 証

社本 與七 様

金額 ¥5,000 円

ただし
議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2025年06月30日

収 入
印 紙

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
代表取締役社長 田中英弥

領 収 証

社本 與七 様

金額 ¥5,000 円

ただし
議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2025年07月28日

収 入
印 紙

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
代表取締役社長 田中英弥

領 収 証

社本 與七 様

金額 ¥5,000 円

ただし
議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2025年08月28日

収 入
印 紙

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
代表取締役社長 田中英弥

領収証

社本 與七

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年09月29日

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

代表取締役社長 田中英弥

領収証

社本 與七

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus

ほか商品代金

として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。

2025年10月28日

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

代表取締役社長 田中英弥

領収証

社本 與七

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2025年11月28日

収入
印紙

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
第一法務株式会社
代表取締役社長 田中英弥



領収証

社本 與七

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2025年12月29日

収入
印紙

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
第一法務株式会社
代表取締役社長 田中英弥



領収証

社本 與七

様

金額 ¥5,000 円

ただし

議員NAVI Plus
ほか商品代金 として

この金額には消費税および地方消費税が含まれております。

上記の金額領収いたしました。
2026年03月02日

収入
印紙

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
第一法務株式会社
代表取締役社長 田中英弥



様式第4（第4条関係）

議員氏名： 社本與七

支払証明書

| 整理番号 | 支払年月日 | 政務活動費充当額 | 支払先 | 経費の区分 | 経費内容 | 備考 |
|------|-----------|----------|-----------|-------|------|----|
| 1-3 | 2025/8/21 | 920 円 | 名古屋鉄道株式会社 | 調査研究費 | 交通費 | |
| 2-3 | 2026/2/17 | 920 円 | 名古屋鉄道株式会社 | 調査研究費 | 交通費 | |
| | | | | | | |

※「整理番号」については、政務活動費活動費支出明細書の整理番号と一致させること。

※按分により政務活動費を充当した場合には、「備考」欄に、支払い総額及び按分率を記載すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和8年 3月 31日


議員氏名 社本與七 ㊞






整理番号 1-3

【様式第4号 令和7年8月21日 支払証明書 交通費の根拠】

布袋→名古屋


06:54発→07:20着 26分(乗車20分)  乗換: 0回 17.5km




 IC優先: 460円 定期券 通勤: 1か月 17,350円 / 3か月 49,450円 / 6か月 93,690円

| | |
|------------------|---|
| 06:54 |  布袋 |
| 6駅 |  名鉄犬山線準急 中部国際空港行 [発] 3・4番線 → [着] 4番線 460円 |
| 07:14着 07:16発 |  名鉄名古屋 |
| | ・  徒歩 |
| 07:20 |  名古屋 |

名鉄名古屋→布袋

19:59発→20:18着 19分(乗車19分)  乗換: 0回 17.5km


 IC優先: 460円 定期券 通勤: 1か月 17,350円 / 3か月 49,450円 / 6か月 93,690円






| | |
|-------|--|
| 19:59 |  名鉄名古屋 |
| 5駅 |  名鉄犬山線急行 新瑞沼行 [発] 1番線 → [着] 1・2番線 460円 |
| 20:18 |  布袋 |

整理番号 2-3


【様式第4号 令和8年2月17日 支払証明書 交通費の根拠】




布袋→名古屋

06:54発→07:20着 26分(乗車20分)  乗換:0回 17.5km
IC優先:460円 定期券 通勤:1か月 17,350円 / 3か月 49,450円 / 6か月 93,690円

| | | | |
|------------------|---|-------------------------------------|------|
| 06:54 |  | 布袋 | |
| 6駅 |  | 名鉄犬山線準急 中部国際空港行 [発] 3・4番線 → [着] 4番線 | 460円 |
| 07:14着 07:16発 |  | 名鉄名古屋 | |
| |  | 徒歩 | |
| 07:20 |  | 名古屋 | |

名鉄名古屋→布袋

19:59発→20:18着 19分(乗車19分)  乗換:0回 17.5km
IC優先:460円 定期券 通勤:1か月 17,350円 / 3か月 49,450円 / 6か月 93,690円

| | | | |
|-------|---|----------------------------------|------|
| 19:59 |  | 名鉄名古屋 | |
| 5駅 |  | 名鉄犬山線急行 新鶴沼行 [発] 1番線 → [着] 1・2番線 | 460円 |
| 20:18 |  | 布袋 | |

様式第5（第4条関係）

政務活動費視察研修・研修会等報告書

議員氏名： 社本與七

| | |
|--------------|--|
| 整理番号 | 1-1 1-3 1-2 |
| 訪問先 (所在地) | 東京都豊島区東池袋1丁目20-10 としま区民センター |
| 日程 | 令和7年8月21日(木) 午前の部10時～13時 午後の部14時～17時 |
| 目的・テーマ | 研修テーマ「議員のコンプライアンスとハラスメント条例の作り方」講師 太田雅幸弁護士午前の部 ①「議員のコンプライアンス」(午前の部) ②「ハラスメント条例の作り方」(午後の部) |

「議員であり続けるための規律(住所要件、請負制限)」 → この要件、制限に抵触する → 「議員失職」につながる

2. 政治家であり続けるための規律(あっせん収賄、寄附禁止等)

公民権停止事由

公職選挙法は、金のかかる選挙を排除し、選挙の浄化のため、寄附禁止を定めている。

選挙時だけでなく、平時、地盤培養行為のために、いろいろな名目による寄附が行われ、結局、金のかかる選挙となるので、選挙に関するそうでないを問わず、一定の例外を除き、全面的に禁止される。

議員としても、常に注意しておくべき事項である。

「政治家であり続けるための規律(あっせん収賄、寄附禁止等)」
→ この禁止事項に抵触する → 「公民権停止」につながる

3. 政治資金の公開

政治資金の支出の正当性

「政務活動費」は、政務に係る使途に制限されるが、「政治資金」の用途は無制限。そのため例えば「美術品」を購入することも法的には違法とは言えない。そういった事もあり「政治資金」の収支報告書の提出が義務付けされており、国民・住民の監視と批判にさらされることで自律、抑止を自らに課すようになっている。

4. 議員として活躍するための規律(ハラスメント 多数決の濫用の問題を含む。)

↓

- ・ 首長と対等に向き合う機関(議会)の構成員であること
- ・ 民意によって選出されたという看板から、職員は議員に対し抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い

↓

議員は、その地位が職員を委縮させ得ることを考えるべき。

優越的關係 -議員と議員の關係-

議員間においても、当選回数、会派の中における役職、地盤・支援者の強固な關係の差、年齢等から、優越的な關係が生じうる。例えば、当選回数の多い老練な議員と初当選のフレッシュマンの議会内における關係が典型的。

※2業務上必要かつ相当な範圍を超えたものとは

次のようなものが含まれるが「業務上必要かつ相当な」の範圍は、一義的ではない。

↓

- ・ 業務上明らかに必要性のない言動(相手のプライバシーを承諾なくSNSに投稿する。)
- ・ 業務の目的を大きく逸脱した言動「間口拡大型」(相手の問題事象に対する叱責や指導を超えて、相手を能力がないと貶める発言をする。例「バカ、無能、税金泥棒など」)
- ・ 業務を遂行するための手段として不適当な言動「背中までぐりぐり型」(過剰に長時間の叱責等)

↓

ただし「パワハラだ」と非難されることをおそれるあまり、言うべきことを言わないことは、議員、職員としての職責の放棄となる。

・「Aは15年前に詐欺事件で逮捕され有罪になった。」

・「Bはいまは隠しているが実は入れ墨をしている」等の事実の適示を伴う言論を公然と行うと、たとえ、それが真実であったとしても、AやBに対する社会的評価を貶めるものである。

このような言論は、刑事法上、名誉毀損になることがある。

議員は、全人格的に批判をされる対象である。

2. 差別的発言

・ヘイトスピーチ

特定の国や地域の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。

ヘイトスピーチを行うことは、人の尊厳を傷つける点で許されないだけでなく、幼稚な思考方法をさらけ出すことになってしまう。

3. 失言

×「女性は顔がよければ選挙に受かる。」

○「私はLGBTと価値観を共有できない。しかし、彼らの人権は守られるべきだ。」

6. 議員の「守秘義務」

1. 秘密会の議事

2. 監査委員の守秘義務

・監査委員が、他に漏洩しないという担保の下に、執行部に説明を求め、的確に監査をすることができるようにするため。

「住所要件」が満たされていないと議員は「失職」します。

この定めは、地方議会の議員のみ定められています。

首長や国会議員には適用されないのです。

「それは何故か！」

地方議員は、「地縁社会のつながりから生まれ、その地域の代表が地域課題を行政に提起し問題解決をはかる立場である。」ので、そこに住んで実情のわかる人が議員になるべきという観点からきているのです。

なので単に「住民票地がその町にある。」という事では「住所要件」を満たすことはできず、生活実態が無いとダメなのです。

例えば「水道、電気、ガスなどが一般に生活する使用量を満たしているのか。」・・・などで判断されます。

「住所要件」の成り立ちを知ることで、法律がつくられる過程の一端を知ることができました。この事は、法律を理解する上でとても重要なことであると、講師の太田先生もおっしゃっていました。

議員を続けていく以上、法律を理解することは必須となります。今後も積極的に学んでいきたいと思えます。

研修報告書 (午後の部)

「議員のコンプライアンスとハラスメント条例の作り方」(午後の部)

① 開催日時： 2025年(令和7年)8月21日(木) 14時～17時
(午後の部)

1. 組織ぐるみの対策を義務付ける規律であること(行政指導)。

2. 被害者の加害者・会社に対する賠償請求権を基礎づけるものではないこと。

3. ハラスメントに係る損害賠償請求訴訟において労働施策推進法に定める3要件は参照されているのか。

・パワハラ訴訟においては、認定された行為者の言動が、被害者が心身を病んだこと(や自死を選んでしまったこと)等につながっているかどうか(因果関係→不法行為の成否)、会社は従業員の生命や身体を危険から保護するようにする債務があるのに、それを怠ったのかどうかという観点でものを考えている(債務不履行の成否)。 → 「優越的關係」がないから責任が生じないということではないし、「就業環境を害する」かどうかではなく、生身の人の心の問題やいのちという目線になっている。

2. ハラスメント条例を制定する意味

議員→職員事象

・法令に基づくパワハラ、セクハラ等の防止に関する規律は、千穂江公務員に及ぶ(総行女第3号 令和4年1月31日)。

※「議員→職員」は、法令において排除されていない事象である。 → では、なぜ、議会ハラスメント防止条例が制定されているのか。

↓

労働施策総合推進法、均等法等が地方議会議員にどのように及ぶのかあいまいである上(雇用関係上の措置を講ずべき「事業者」とは、自治体については任命権者のことである。→議員の任命権者とは誰なのか?!)、厚生労働省のパワハラ

↓

議員・職員間のハラスメントの場合の課題

・職員を議会・議員から引き離すことに限界があること(特に管理職)。

・議員に対し謝罪をすべきであることの感銘力をどのように及ぼすのか。

・都道府県労働局の手続きは、自治体に適用がないこと。

↓

謝罪すべきであるとの感銘力を付与するために、調査手続きに第三者性を盛り込む、又は住民からの批判という装置を組み込むことを検討しないといけない。

ハラスメントが確認された場合、行為者に対する措置

原則、民間会社や役所における対応(パワハラ指針)では、行為者に対する懲戒、被害者に対し謝罪をさせること。

↓

議員・職員間のハラスメントの場合の課題

・ハラスメントは懲罰事由ではない。議員に対する懲戒という手続きは存在しない。

↓

懲戒、懲罰に代わる落とし前的な措置をどのように設計するのか。

【ハラスメントが確認された場合】

原則、民間会社や役所における対応(パワハラ指針)では、再発防止に向け

(2)「議員→議員」のハラスメント、「有権者→議員」のハラスメントの防止

政治分野におけるハラスメント防止のための条例

政治活動の自由や、公平な政治参加への機会の阻害要因の除去を目的としたもの。

・大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例(令和5年)が参考となる。

↓

例)「議員→議員」のハラスメント → ベテラン議員から新人議員に「1年生はだまって勉強しておけ」という言動

例)「有権者→議員」のハラスメント → 有権者から女性議員に対し「票を入れてやっているんだから1回デートしろよ。」という言動

政治分野におけるハラスメントの被害実情

○地方議員に対するアンケート調査(内閣府が令和2年に実施)の結果

↓

・議員活動や選挙活動中に有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対し、全体の42.3%、男性32.6%、女性57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答。

○立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

↓

・立候補を検討しているとき又は立候補準備中に有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問

規律する行為者を議員とするもの

- ・「議員→職員」に限定するもの
- ・上記に加え「議員→議員」も対象とするもの。
- ・この類型に属する条例が多い。 → この類型に属する条例が多い理由→ 不祥事事例に際し制定された。 → 予防的な意味を含めドミノ的に制定されることになった。
- ・議員が行為者となる事象について相談・調査手続きを工夫する必要性が生じる。

※2【公職ハラスメント防止条例】

規律する行為者を議員、首長等とするもの

- ・地方公務員法による懲戒の規律に服しない公職等(特別職) → ハラスメント防止を図るための工夫(一般職については懲戒の規定等で対応できるという建前)

4. 目的規定・定義規定

条例の目的規定

- ・目的規定とは、例規の冒頭(第1条)に置き、その例規の制定動機を謳うもの。訴訟において、判決が目的規定に言及して結論を導くこともある。 → 非常に大事である。

↓

- ①端的にハラスメントの防止を謳うもの
- ②個人の尊厳の尊重及び良好な職場環境の確保(ひいては、住民サービスの向上や、公務の円滑な運営)に言及しつつ、そのためにハラスメントの防止を謳うもの。
- ③男女共同参画の推進に言及するもの。
- ④究極的な最終目標として「信頼される議会の実現に資する」を掲げるもの。

をいう。」 → 「ハラスメント パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他の」は、ハラスメント行為の例示。例示部分を除くと、ハラスメントとは「個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え不快にさせる全てのハラスメント行為」であると定義するもの。ハラスメントの定義の中で「全てのハラスメント行為をいう」と規定しているため、循環してしまい、定義規定になっていない。

②「この条例において『ハラスメント』とは、次に掲げる行為をいう。言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与え、不快にさせ、不利益を与える行為」 → このような広い書きぶりに問題点はないか。 → 議員が執行機関の執行行為の過誤を厳しく指摘し、非難し、結果として職員に「苦痛を与える」場合に、それはパワハラなのか。 → もう少し工夫するのであれば、例えば、「相手方に対する誹謗、中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動」等と、絞り込みを検討すべき。

パワハラ の 定義

○労働施策総合推進法の規定 → (1)優越的關係性、(2)業務上必要性相当性を超える、(3)就業環境を害するという3要件

↓

(1)優越的關係性 → 議員や町長等 → 職員は、当然ら優越的關係があることを前提とした規定方法

↓

優位性や優越的關係を要件とする趣旨は何なのかを考察する。

↓

害される」重大要件について別の定め方をする条例が出現している。

↓

「・・・他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し…勤務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む)を害する行動)」

↓

就業環境の阻害を生じるかどうかと関係なく、議員に苦痛を与え、人格・尊厳を侵害するようなものをパワハラと位置付け、防止を図ろうとするもの。

セクシャルハラスメントの定義

○南関町職員のハラスメント防止に関する条例

↓

「セクシャルハラスメント 職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の勤務条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の職員の業務環境を害することをいう。この場合において、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当し、他の職員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により業務環境害された全ての職員を含むものとする。」

↓

下線の表現は①入念的に解釈を示したもの、②相手方は剛の者で業務環境を害されないとしても、その周囲の職員の業務環境を害した場合もセクハラとしている。

マタハラの定義

・ 議会事務局を相談窓口とする条例(南山城村・加西市)
・ 外部窓口とすることを明記する条例(沖縄県南城市、全庁防止条例をとる笠岡市)

・ 弁護士等に相談員を委嘱することを規定する条例(福岡県、大阪市) → 費用の問題

↓

・ 留意事項(プライバシーの確保・相談をしたことを理由とする不利益)

↓

・ 相談窓口から調査機関への連携(相談員が調査を担当する立法例も(福岡県、大阪市))

↓

○福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

・ 第6条第2項 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員、相談員の委託を受けた者及び指定職員は…。 → この規定が設置されるゆえんは何か。 → 政治的圧力やお手盛りの排除

↓

○ハラスメントの調査組織は、様々である。

↓

(1)議員のみで構成する機関(議会において設置する政治倫理審査会・議会運営委員会)

(2)議員と住民との混成部隊の調査機関を持つもの

(3)苦情処理委員会(有識者+職員 当事者が議員である場合は、職員に代えて臨時委員を選任)

(4)「相談窓口」から「弁護士その他の有識者による機関」に連携するもの

⑤認定した事実関係がハラスメントに該当するかどうか。

7. 実効性の担保

①調査→認定→ハラスメント認定を経た後、加害者が議員である場合に、どのように落とし前を付けるか(正義の確保、再発防止)

↓

②被害者に対する謝罪・関係修復を図ること、助言。

↓

③所定事実の公表についての規定も検討(飛騨市議会、笠岡市議会)

・最終手段として公表規定を置く例規がある。議員に対して公表がどのように効果的足り得るのか。

・議員によるハラスメント事案のすべてを公表するのか、限定するのか。

・会議や委員会において同僚議員、職員に対しハラスメント発言をした場合に、ハラスメント防止条例による措置以外の方法はないのか。

○公表(1)

・ハラスメントを認定した場合に、公表する目的は、

↓

①ハラスメントをした者に対しその重大性に気が付かせる(感銘)。

↓

②ハラスメントの再発防止を図る。

↓

⑤公表をする場合について、①条文で要件を絞るか、②合議制の機関の議を経る等の手続的要件を課すか等を検討したいところ。

8. その他

○同僚議員に対する指摘規定

- ・四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例

議員は、ハラスメントに当たる行動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

- ・鴨川市議会ハラスメント防止条例

議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

↓

人はだれも自分が見えないということに対応するためのもの。

○研修

- ・大多数の防止条例が研修について規定(実施を義務とするものと、努力義務とするものに分かれている。)

↓

- ・白河市議会ハラスメント条例

議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、議員に対し必要に応じて研修等を実施しなければならない。 →

| | |
|--|--|
| | <p>その法令は議員、町長等の特別職は適用されない特殊性、その事により議会のハラスメント防止に関する条例、規程等が必要であることが分かりました。(この事理解は必須)</p> <p>条例等において、文言の定義、規定の重要性、いざハラスメント事案があがった時の調査手続、認定、実効性の担保(懲戒、公表等)、再発防止策(研修、アンケート調査等)等、実際にハラスメント防止条例を策定するとなると多岐にわたる検証と議論が必要であると痛感しました。</p> <p>今回の研修だけで取り掛かろうとするのは「無謀」であると思いました。</p> <p>今回の学びと意識をもって大口町議会を再度見渡し、「大口町議会に必要なハラスメント防止条例とは。」をもう一度冷静になって考えたいと思います。</p> |
|--|--|

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載

※「所在地」は市区町村まで記載

様式第5（第4条関係）

政務活動費視察研修・研修会等報告書

議員氏名： 社本與七

| | |
|--------------|---|
| 整理番号 | 2-1 2-3 2-2 |
| 訪問先 (所在地) | 京都府京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル |
| 日程 | 令和8年2月17日(火) 午前の部10時～13時 午後の部14時～17時 |
| 目的・テーマ | ①「議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践」(午前の部) ②「議会が回る『しくみ』を知る -議会運営委員会の役割と権限-」(午後の部) 講師 (株) 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦 先生 |

| | |
|--|--|
| | <p>※議長の権限、委員長の権限は、議事進行上大切な権限である。常に頭の片隅においておき、堂々と議事を進めることが肝要である。</p> <p>2. 議長の権限</p> <p>①秩序保持権</p> <p>秩序保持権とは、議場を混乱に陥れることなく、議事を円滑に運営するための権限をいう。</p> <p>秩序保持権は「議員に対するもの」「傍聴者に対するもの」がある。</p> <p>②議事整理権</p> <p>議事整理権とは、会議の議事を円滑に行うための一切の権限をいう→会議規則に具体的に規定</p> <p>「議案の受理」「委員会付託」「議事日程の作成」「議題の宣告」「発言の許可」等</p> <p>③事務統理権</p> <p>事務統理権とは議会の庶務を統理する権限をいう→議会の庶務とは地方自治法138条における議会における事務をいう</p> <p>「会議録の作成」「議決後の予算・条例の送付」「閉会中の副議長・議員の辞職の許可」「会議結果の報告」「事務局職員の任免」「図書館の管理等」</p> <p>④議会代表権</p> <p>議会代表権とは合議体の議会を代表する権限をいう</p> |
|--|--|

(3)執行機関からあらかじめ議長から質問の通告書を受け取ることに
により十分な答弁準備が行えるようにするため

※質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い→議長
は、通告書からの取り下げを勧告する→通告→地方自治法129条
に基づき→注意→禁止→退場

5. 議題外の発言

質疑は議長の議題宣告により議題となった案件に対する疑義しか
述べることができない。例えば条例案を議題として質疑を行っている
際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題
としていないのに行うことはできない。議長が議題外の発言として
適宜注意しないと、それが先例となり議題外の発言をしても注意
することができなくなる。

6. 不穏当・不規則発言

①不穏当発言・・・良識を有する者が発言しない発言→判断は
自治体によりさまざま。

②不規則発言・・・議長の許可に基づかない発言
→黙認される不規則発言→議会の審議を活性化する相槌や掛け声
等による野次は場合によってその効用からある程度黙認(やじと
拍手は議会の花)

→問題となる不規則発言→明らかに発言の品位を欠いた特定の
人格等に対する誹謗や中傷などの野次は許されない

7. 不穏当発言に対する対応手法

①議事運営における対応→発言の取り消しにより対応

②会議録における取り扱い→配布用会議録に記載する必要はない。
原本は記載する。

9. 議事日程について

①議事日程とは、会議を能率的に行うために、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序等を掲載したものを指す。議事日程は、議事日程に記載された開議の日のみ効力を有する。(議事日程ないところに議会はない)

②議事日程の作成権限者

理論上・・・町村会規21条より議長のみで作成

実務上・・・議事日程が地方自治法109条3項1号における「議会の運営に関する事項」であることから議会運営委員会での協議を踏まえて議長が作成

③議事日程に掲載すべき事項→①会議の日時②会議に付する事件③会議に付する事件の順序等

④原則 提案された案件を会期中のどの日の議事日程に掲載するかは議長(議会運営委員会)の自由。ただし、会期中の必ずどこかの日程に掲載する義務があり議長が握りつぶすことは許されない。

⑤例外 町村会議規定24条により延会となった会議で審議が終わらなかった案件については議長は日程に再掲載する義務あり。

10. 表決権と採決権(地方自治法116条)

表決権・・・本会議に出席している議員(地方自治法116条)

採決権・・・過半数議決において、可否同数の場合に表決権のない議長が行使することができる権限

※裁決権と現状維持の原則・・・現状維持の原則とは、過半数議決において可否同数になったとき議長が消極的に裁決することをいう。→議長の裁決権行使にあたっては可否どちらに行使しても法的に問題ない。

- ② 開催場所：京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル
- ③ 主催：(株)廣瀬行政研究所
- ④ 講師：廣瀬和彦 先生
- ⑤ テーマ：議会が回る『しくみ』を知る -議会運営委員会の役割と権限-
- ⑥ 内容報告：以下参照

1. 議会運営委員会の所管と権限

意義と役割

議会運営委員会とは、会派間や議員間における議会運営の調整を行うことを目的として、議会運営を円滑にするため又は議長の諮問機関としての役割等を果たすために設置することができる地方自治法109条3項に基づく常設の委員会をいう。

設置にかかる事項

議会運営委員会を設置するかどうかは任意。設置する場合は条例により設置する必要がある。また設置数は1個に限られる。(会派間等を調整する機関が複数存在すると調整がかえってつかなくなるから)

※議長と議運委員長は「阿吽の呼吸」で。

議会運営委員会定数の決定方法 定数の規定における留意点

議会運営委員会を弾力的に運営するために議会運営委員定数を〇人以内と規定することは適当でない。→定足数等が不明確となるなど問題が生じるから。(〇人と規定すること)

議会運営委員会の位置づけ

地方自治法120条に基づく会議規則、地方自治法109条に基づく委員会条例、地方自治法96条2項に基づく議会の追加議決権、地方自治法138条に基づく事務局設置条例、地方自治法203条に基づく議員報酬、地方自治法100条に基づく図書館室設置条例、地方自治法180条に基づく専決委員等

③議長の諮問に関する事項

会期及び会期延長、休会、議会の秩序、議案・請願・陳情・動議等の取り扱い、懲罰動議、地方自治法133条の処分要求、委員会間の所管争い、案件の付託委員会、議選の監査委員、各種審議会委員、地方自治法92条の2における兼業禁止、副市町村・教育委員長等の同意、委員派遣承認、参考人・公聴人、議員派遣

④議会に提出される議案等の議運での取り扱い

Q 議会運営委員会はすべての議案の審査権を有するのか？

A すべての議案、請願、陳情を審査するわけではない。議会運営委員会の所管を含むすべての議案がいったん集められるのは議事日程の作成のための付託委員会を判断するためである。→それを超えて議会運営委員会の所管でない議案に対し、質疑や修正の是非、委員外議員の必要性などを述べることは越権行為→実質的な所管の委員会で行うべき。

⑤議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項のすみわけ

議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項は重複する部分が多い。

⑥議会費の所管

議会運営委員会制度は、地方における政党政治の進展、議会運営の複雑化により、政党や会派間、議員間の調整が地方議会の運営上非常に重要な役割を果たしていることに着目して設けられた制度であり、議会運営委員会により議会においてより充実し効率的な審議が行えることが期待されている。

それゆえ、その運営に当たってはできるだけ全会一致となるように努力するなど各会派の意見が十分反映されるような運営を心掛けるべき。→ただし、全会一致で意思決定がまとまらないような場合は、他の法律上の委員会における意思決定と同様に出席委員の過半数で決定することは可能。

議運の答申

議長の諮問に対する議運営答申の効力・・・法的効力はない。

答申の取り扱い・・・議会各会派の意見の相違であることから議長は違法でない限り当該答申に事実上拘束される。

4. 先例・議運申し合わせの意義と必要性

①地方議会にかかる権限等を規定した法律として、憲法、地方自治法、会期規則、委員会条例、傍聴規則等がある。→しかし、法律だけでは円滑な議会運営をすることはできないため法律の隙間を埋めるためのものが必要(先例、申し合わせ)

先例・・・議会における慣行を当該議会の規範として認知したものをいう

申し合わせ・・・議会運営委員会等において議会運営等に関する事項について遵守すべき事項を決めたものをいう

※先例等の必要性は、多様な事案に適切に対処し、議会の運営を円滑に行うためには、法律等だけでは十分ではないため。

※先例・議会運営委員会決定は絶対的なものでないため改選後最初の全員協議会等で確認し、必要に応じて改正し全会一致により運用することが適当。

⑤議長と議会運営委員会の関係

議会運営委員会は議長を補佐し、議長は円滑な議事運営のために尽力する議会運営委員会の決定を尊重する関係→ただし、議会運営委員会決定は議長を法的には拘束することはできず、政治的に拘束するのみ。→議運決定と議長の考えが異なった場合は、議運決定が違法でない限り尊重することが適当。なお、議長は地方自治法105条に基づき議会運営委員会に自由に出席し、発言することは可能であるが、その際の発言は議長個人としての発言は差し控えることが適当。

○議運決定と議長の考えが異なる場合の具体例

定例会会期中に議員提案による議案を提出する場合は定例会閉会の2日前までに提出することを議会運営委員会の申し合わせとしていたにもかかわらず、定例会最終日の前日に議案が提案されたため、議会運営委員会は議事日程に掲載する必要なしとの決定をした。→しかし議長は会期中に提出された議案については必ず会期中のどこかの議事日程に掲載する法的義務を有するため議運決定に反し議事日程に掲載した。

④議運による懲罰的措置をめぐる考え方

懲罰の意義・・・議会の秩序違反者に対する制裁

対象・・・自治法並びに会期義足及び委員会に関する条例に違反した議員を対象・議会外での活動に対しては対象とすることはできない。

懲罰の種類

| | |
|--|--|
| | <p>上」の取り扱いの違いなどを留意して運用することの視点も学ぶことができました。</p> <p>議会運営は、常に「根拠」と「法令」に基づいて行われるので、それらを何度も反芻し確かめながら進めることが、議会の円滑な運営に資することであると今回の研修で改めて学ぶことができました。</p> <p>今後の大口町議会に役立てていきたいと思ひます。</p> |
|--|--|

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載

※「所在地」は市区町村まで記載